

京都市訓令甲第 24 号

庁 中 一 般
区 役 所
市 立 大 学
事 業 所

京都市職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成 23 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

別表第 1 備考以外の部分中「, 診療科統括部長」, 「, \、企画課長」, 「, \、技師長, \、
総看護師長, \、副総看護師長」, 「, 診療科副部長」, 「, \、主席グラウンド整備員」, 「, \、
主席家庭奉仕員, \、学芸員」, 「, \、医長」及び「, \、主席理学療法士, \、主席診
療放射線技師, \、主席検査技師, \、主席栄養士, \、薬剤長」を削る。

別表第 2 中「, 診療エックス線技師, 歯科技工士」及び「, 衛生検査技師」を削る。

附 則

この訓令は, 平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(行財政局人事部人事課)